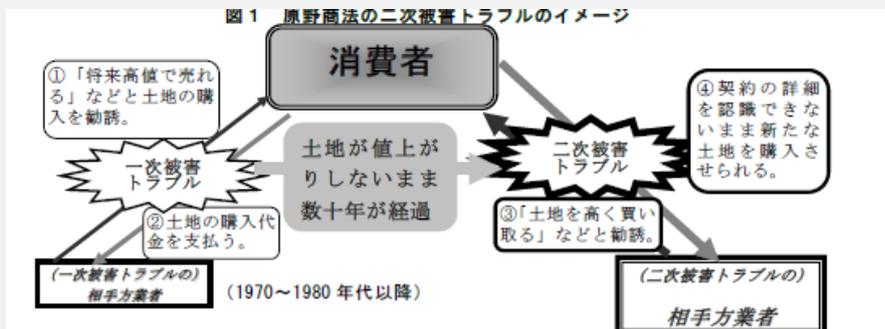


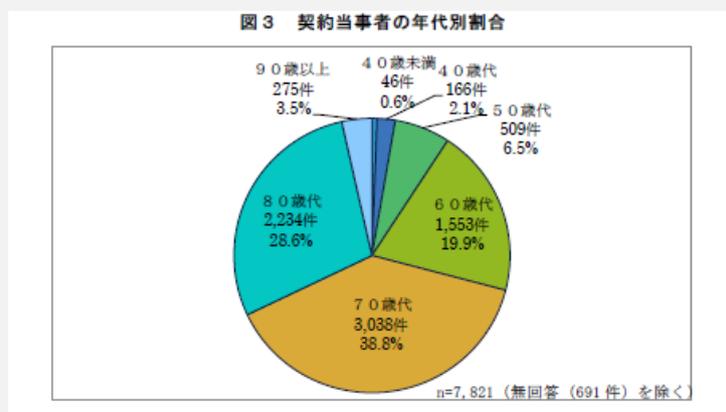
● 原野商法の二次被害が急増

5月25日の日経新聞夕刊は、価値の低い山林などを売りつける悪徳商法で、40～60年ほど前に社会問題化した「原野商法」の二次被害が急増していると報じた。1960年～80年代に問題になった原野商法とは「将来必ず値上がりする」などと謳って、価値のない土地を買わせる手口であり、2000年代に入ると、所有者に必要なない測量代や整地代などを請求する二次被害が多発し、最近では、売却話を持ちかけて架空の手数料名目で金をだまし取ったうえ、新たに別の土地も買わせる手口が横行し、塩付けになった土地の処分に焦る高齢者らが狙われているという。国民生活センターによると、2017年度における相談件数は1600件を超えて過去最多を記録し、1件当たりの被害額は460万円台にのぼり、10年前の倍以上になっているという。

また、原野でなくても塩漬けになった土地が同様の手口で狙われており、上記新聞報道には、例えば静岡県伊豆市にある建物付きの土地の売却を持ちかけられた男性は、業者から、売却時の税金対策費用などを度々要求され、約650万円を支払ったが、半年後、に届いた土地と建物の売却書類には近隣の別の土地の購入が記録されていたという事例が紹介されている。消費者問題に詳しい弁護士は「不動産業者の営業実体がないなど連絡が取れず、お金を取り返せないケースが大半」であり、高齢になった過去の原野商法の被害者の「生きているうちに何とかしたい」との焦りにつけ込む手口のため、「かつての原野商法の被害者に、注意喚起する仕組みが必要だ」と指摘している。



(注) 国民生活センター公表資料による



(注) 国民生活センター公表資料による

図4 支払った金額の平均値の年度別推移



(注) 国民生活センター公表資料による